

事務連絡
令和2年12月11日

各市町村社会福祉協議会 事務局長 様

高知県社会福祉協議会 事務局長
(公印略)

新型コロナウイルス感染症に係る生活福祉資金の特例貸付
令和3年3月末までの受付期間の延長等について

新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付については、貸付申込等の業務の取組みにご対応いただき厚く感謝申し上げます。

さて、特例貸付の取扱いについて、「緊急小口資金等の特例貸付の受付期間等について（令和2年12月8日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）」に基づき、下記のとおり、受付期間の延長等について取扱うこととしますので、通知します。

内容についてご確認のうえ、不明な点等ございましたら、担当までご連絡をお願いします。

記

1. 特例貸付の受付期間を令和3年3月末まで延長します。

- 令和2年12月末までとされていた新規貸付申込の受付期間が、緊急小口資金・総合支援資金、いずれも3ヶ月延長されました。
- ホームページや広報誌等での周知について、引き続き、ご協力をお願いします。

2. 総合支援資金の特例貸付の3ヶ月を超える貸付（延長貸付）の対象者が、令和3年3月末までに総合支援資金特例貸付の初回貸付を申請した方までとなりました。

- 総合支援資金の延長ができるのは1回までで変更ありません。再延長はありません。
- 貸付期間の延長の対象となる世帯は、前回と同様に、総合支援資金の貸付期間の3月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯です。
- 前回同様、対象となる方あてには県社協から案内文書を、順次、個別発送します。

3. 令和2年12月末の対応について

- 緊急小口資金及び総合支援資金（初回）について、年内に着金が必要な方については、12/23（水）までに県社協に不備なく書類が整って提出されたものまでとします。なお、着金予定日は12/28（月）となります。
- 県社協の相談体制としては、12/29（火）については、職員が出勤します。年始については、1/4（月）からの出勤となります。

4. 受付期間の延長にかかる市町村社協事務費については、別途連絡します。

○これまで人口割等に基づく概算払と、7月末までの貸付実績に応じた概算払を行っていますが、今回の3月末までの受付延長に伴う事務費については、再度、調整のうえ、後日、別途連絡します。

※添付資料

- ・ 本会作成Q & A
- ・ 「緊急小口資金等の特例貸付の受付期間等について（令和2年12月8日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）」
- ・ 「新型コロナウイルス特例貸付の受付期間の延長（令和3年3月末まで）について（令和2年12月9日付全社民発第272号全社協事務局長通知）」
- ・ 延長貸付の対象者あての案内文書（ひな型）

福祉資金課 担当：今井 電話 088-844-4600
